

経理の窓



平成18年5月1日号

若葉が新鮮な季節になりました。きれいな緑は、心が洗われるような気がします。
寒暖の変化が大きいため、カゼなどひいて体調をくずされないようご注意ください。

今月の税務 総務	法人税 地方税 社会保険	： ： ：	3月決算法人の確定申告と納付 自動車税の納付 労働保険の申告と納付
-------------	--------------------	-------------	---

H18年度から適用される税制改正について

平成18年度の税制改正は、社会情勢の変化に対応したものになりました。

適用時期を確認してみたいと思います。

I 所得税・個人住民税

○平成18年度の所得税に適用されるもの

定率減税額が、所得税の10%（最高12万5千円）に引き下げられます。

○平成19年度の所得税に適用されるもの

定率減税が廃止されます。

所得税及び個人住民税の税率構造が改正されます。

※地方税法の改正については、別紙、地方税等の一部を改正する法律案について

（総務省平成18年2月）にて、確認してください。（総務省のホームページで入手できます。）

II 土地・住宅税制

○土地の売買等に係る登録免許税について本則の2分の1に軽減します。

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われる登記について適用されます。

○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度

昭和56年5月31日以前に建築された住宅について、耐震基準（昭和56年6月1日以後の基準）

を満たすための耐震改修をした場合に、耐震改修費用の10%相当額（最高20万円）を所得税から控除する制度を創設します。

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に行われる耐震改修について適用されます。

○住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例

特例期間が2年延長されて、平成19年12月31日まで適用されることになりました。

Ⅲ 酒税・たばこ税

○酒税

平成18年5月1日より、酒類の分類や税率が簡素化されました。

	(改正前)	(改正後)
例 ビール (350mlあたり)	77.7円	77.0円
発泡酒 (350mlあたり)	47.0円	47.0円
ビール風酒類 (350mlあたり)	24.2円または27.8円	28.0円
清酒 (720mlあたり)	101.2円	86.4円
ワイン (720mlあたり)	50.7円	57.6円



○たばこ税

平成18年7月1日より、たばこ税の税率を引き上げます。

	(改正前)	(改正後)
たばこ20本 (1箱あたり) 国分	78.92円	87.44円
地方分	78.92円	87.44円
合計	157.84円	174.88円



Ⅳ 社会経済情勢への変化への対応

- 地震保険料控除 平成19年分以後の所得税について適用します。
- 寄付金控除 所得税の寄付金控除の適用限度額を5千円（現行1万円）に引き下げます。
平成18年分以後の所得税について適用します。
- 公示制度 申告書の公示制度（所得税、法人税、贈与税、法人税、地価税）を廃止
します。平成18年4月1日から適用します。
- 給与の源泉徴収票等 税務上の民・民間書面の電子交付を可能にします。
(電子交付対象書面) ①給与の源泉徴収票 ②給与の支払明細書
③特定口座年間取引報告書

平成19年1月1日以後に交付する給与の源泉徴収票等について適用します。

新会社法は、平成18年5月1日から施行になりました。法人関連税制は、6月号で予定しています。